

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第207号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年2月26日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成15年4月1日から平成17年12月31日までの間に、県庁に用務があるとして、公用車を除く自家用車等の交通手段により出張した県の職員が県庁の外来者駐車場（以下「駐車場」という。）を利用した、あるいは利用する可能性があったことに関する記録（①旅行命令簿、②復命書、③自家用車等の公務使用届、④駐車場への残車を記録した当日の駐車場管理日誌及び⑤残車の状態が公務中であることを証明する超過勤務命令簿等の行政文書の全てで、いずれも対象文書の表記は問わない。）（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、本件請求の開示請求書には、次の趣旨の内容が記載されていた。

- (1) 本件請求文書は、平成18年2月10日付けで広島県情報公開・個人情報保護審査会から送付された答申書（以下「答申書」という。）の記述内容に関連するものである。
- (2) 当該記述内容は、答申書の第4「実施機関の説明要旨」の11行目の「そもそも駐車場は、県庁に用務のある方が利用できるものであり、駐車整理票に県庁に用務があると記入されれば、県職員であっても駐車させている。一方、県庁に用務がなければ駐車を断っており、目的外では駐車場を利用させていない。従って、駐車場を目的外利用した県職員に関する文書は存在しない。なお、異議申立人が指摘する特定車両についても、県庁に用務があるということで駐車させたものであり、駐車場の目的外利用とは考えていない。特定車両の所有者である職員に対しては、所属する部の幹事室を通じて口頭で注意を行っているが、夜遅くまで駐車していたことについて、外部から見ると駐車場の目的外利用という誤解を受けやすいので、十分に気を付けるようにとの趣旨で行ったものであり、目的外利用を理由として行ったものではない。」という部分である。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年3月14日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年4月2日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 答申書に記載された、上記第2の1(2)の内容の虚偽を立証するために本件請求を行った。
- (2) 答申書においては、「特定車両が夜遅くまで駐車していた」との虚偽の説明をしているが、当該特定車両は、翌日の早朝時点で降っていた雨がやんだ後で、かつ、駐車場の鍵が開いた後に出庫している。
- (3) 実施機関は、超過勤務の命令がない正規の勤務時間外に駐車していた事実を隠匿するために、本件請求文書を故意に隠匿し、本件処分が強行されたことに対して嚴重に抗議する。
- (4) 自家用車を公務に使用させ、かつ、県庁に用務があるために駐車するという駐車整理票への記入のみを根拠に、職員が目的外利用する行為を絶大な裁量権をもって容認し、一般の正規の利用者が駐車場の外で長時間待たされることを放置している実施機関の職務怠慢を追及するため、本件請求文書を速やかに開示するよう要求する。
- (5) 理由説明書には、「なお、駐車場を利用する『可能性』について、自家用車公務使用申請書等に駐車場所についての記載がない場合も、県庁に出張するのであれば駐車場を利用する事実上の可能性はあるとも考えられるが、開示請求書には、『利用する可能性があったことに関する記録』とされていることから、対象文書には、事実上の可能性があると考えられる場合の文書まで含める必要はなく、実際に可能性についての記録がある文書とすべきであると判断したものである。」と記載されている。
- (6) これは、実施機関が、その絶大な裁量権を濫用したものであり、全く不当な処分である。開示請求書には、駐車場を利用した、あるいは利用する可能性があったことに関する記録として、①旅行命令簿、②復命書、③自家用車などの公務使用届、④駐車場への残車を記録した当日の駐車場管理日誌及び⑤残車の状態が公務中であることを証明する超過勤務命令簿等の行政文書を具体的に例示している。開示請求書において、単なる「可能性についての記録がある文書」とは記載していないにもかかわらず、実施機関は条例に従って補正を指示することもなく、一方的に決め付けたものである。
- (7) 以上のことから、本件処分は不当な処分である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関の職員の出張と本件請求文書について

実施機関の（地方機関の）職員が、自家用車などの交通手段によって県庁に出張する場合は、自家用車公務使用の手続を経ることとされている。

自家用車の公務使用は、身体に障害があり公用車を利用できない職員について認められることがある。この制度を利用しようとする職員は、自家用車公務使用申請書に記載し、通常の旅行命令簿に添付して所属長の承認を得ることになる。地方機関の職員が県庁に自家用車で出張した場合には、自家用車で県庁に出張したことが自家用車公務使用申請書に記載されることになる。

自家用車公務使用申請書の様式には、用務先・用務地、用務、使用する自家用車を記載することとされているが、駐車場所について記載する欄はなく、有料駐車場を利用して別途経費の支出を要する等の特別な場合を除いては、駐車場所を記載することはない。

また、この際に併せて提出される旅行命令簿には「自家用車使用承認」と記載して決裁を得ることとなっているが、この旅行命令簿の様式にも駐車場所について記載する欄はなく、自家用車公務使用申請書と同様に、特別な場合を除いては、駐車場所を記載することはない。出張終了後も復命書等に駐車場所について記載する必要もないし、実際に記載されていない。

したがって、自家用車公務使用の手続を行った場合であっても「駐車場を利用した、あるいは利用する可能性があったことに関する記録」がある文書は存在しない。

なお、駐車場を利用する「可能性」について、自家用車公務使用申請書等に駐車場所についての記載がない場合も、県庁に出張するのであれば駐車場を利用する事実上の可能性はあるとも考えられるが、開示請求書には「利用する可能性があったことに関する記録」とされていることから、対象文書には、事実上の可能性があると考えられる場合の文書まで含める必要はなく、実際に可能性についての記録がある文書とすべきであると判断したものである。

また、県庁に出張した際、会議等で時間外勤務をすることになった場合には、時間外勤務命令簿に記載することもあり得るが、時間外勤務命令簿は、何時まで何の用務で時間外勤務をしたかを記録するのであるから、自家用車で出張したかどうか、また、公務で駐車場に残車したことなど記載していないし、記載する必要もない。

上記のとおり、旅行命令簿、復命書、時間外勤務命令簿、自家用車公務使用申請書等、職員が出張の前後に記載する文書の中には、県の職員が「駐車場を利用した、あるいは利用する可能性があったことに関する記録」は存在しない。

(2) 異議申立人が例示するその他の文書について

異議申立人は、これらの文書のほか、「駐車場へ残車を記録した当日の駐車管理日誌」を対象となる行政文書の例として挙げている。

実施機関が作成している「駐車場管理要領」では、「前日の残留車が翌日の17時30分の時点で、なお残留車となっている場合は、駐車場等管理日誌のその他の欄に

車両ナンバーを記録すること」としているが、実際にこのような事例が発生したことはなく、対象文書は存在しない。また、駐車場においてトラブルや接触事故等が発生した場合には、車両番号等を記載することがあるが、保存している駐車場等管理日誌を確認したところ、対象車両が県職員の自家用車であることを記録されたものは存在しなかった。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため不開示とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求の趣旨について

本件請求は、平成15年4月1日から平成17年12月31日までの間、自家用車で県庁への用務のために出張した県の職員が、駐車場を利用した、あるいは利用する可能性があったことに関する記録の開示を求めたもので、これに対して実施機関は、旅行命令簿、復命書、時間外勤務命令簿、自家用車公務使用申請書等には、駐車場所について記載する欄もなく、記載する必要もないし、実際に記載されていないことから、職員が出張の前後に記載する文書の中には、当該記録は存在しないとして、本件処分を行ったものである。

なお、実施機関は、開示請求書に記載された「利用する可能性があったことに関する記録」について、「に関する記録」という言葉を捉え、自家用車で県庁に出張するのであれば駐車場を利用する事実上の可能性はあるものの、このような場合に作成される文書まで含める必要はなく、「実際に可能性についての記録がある」文書とすべきと判断した旨説明する。

そうすると、実施機関は、駐車場を利用することを記載している文書、例えば、出張前に駐車場を駐車予定場所として記載した文書を想定しているものと考えられる。しかしながら、通常「関する」という用語は、特定の事項のみを指すために使用されるのではなく、特定の事項に関連したものを広く含める意味で使用されることからすれば、実施機関が駐車場を利用することを記載している文書と解したことは「に関する記録」を限定的に捉えたものといわざるを得ず、本件請求の趣旨は、駐車場を利用する可能性がある出張に関して作成された文書と解すべきである。

(2) 本件請求文書について

本件請求の趣旨を上記(1)のとおり解すると、県庁以外の庁舎に勤務する職員が、自家用車を利用して本件請求の対象期間中に県庁を用務先として出張する場合(以下「本件対象出張」という。)は、駐車場に駐車したこと又は駐車する予定であることが記載されているかどうかにかかわらず、本件対象出張に関して作成又は取得された文書を本件請求文書とすべきであり、具体的には、自家用車公務使用申請書、旅行命令簿及び復命書のほか、本件対象出張における県庁への用務が勤務時間外にわたる場合は、時間外勤務命令簿が対象となり得る。

このほか、異議申立人は本件請求文書の例示として「駐車場への残車を記録した

当日の「駐車場管理日誌」も掲げており、勤務時間外にわたって駐車場に駐車していることを確認できる文書を求めているものと考えられる。これに対して実施機関は、駐車場等管理日誌に残車であることが記載されるのは、前日の残留車が翌日の17時30分の時点でなお残留車となっている場合であり、実際にこのような事例が発生したことはない旨、また、駐車場においてトラブルや接触事故等が発生した場合には車両番号等を記載することがあるが、県職員の自家用車に関する記録は存在しない旨説明しているが、本件対象出張から判明した出張の日付及び使用された自家用車の登録番号と突合した上で、その存否を確認すべきである。

以上のことから、実施機関は、改めて、本件対象出張の有無を確認した上で、当該出張に関して作成又は取得された文書を特定し、開示決定等を行うべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 5. 10	・ 諮問を受けた。
18. 5. 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 11. 2	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 11. 8	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 12. 4	・ 異議申立人から意見書を収受した。
29. 9. 8 (平成 29 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 20 (平成 29 年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授